

# 各種給付金を給付しています

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、全国一律で次の給付金を給付します。

## ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金



特定世帯等臨時特別給付金室 ☎224-6197 ☎225-3033

住民税非課税世帯や、昨年1月以降収入が減少して住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯を支援するため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給します。

\*1人暮らしの学生など、住民税が課税されている方の扶養親族からなる世帯を除きます。

支給額…1世帯10万円

### ■住民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)

2月上旬に、対象世帯宛てに確認書を送付します。受け付け、審査後、2月中旬以降、順次給付する予定です。

### ■家計急変世帯

申請が必要です。申請書は本庁舎7階受付窓口で配布します(市ホームページからもダウンロード可)。2月1日(火)から、申請の受付を開始します。

問い合わせ

コールセンター

☎0120-905-702

午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)

\*4月28日(休)まで通話可。

## ②子育て世帯への臨時特別給付



子育て世帯生活支援特別給付金室 ☎224-6175 ☎225-5218

高校生相当年齢までの児童を養育する子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付を支給します。

対象…平成15年4月2日以降に生まれた対象児童を養育する世帯

\*保護者の令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合は、支給対象外です。

支給金額…対象児童1人あたり10万円(全額現金支給)

### ■令和3年9月分の児童手当受給者

申請は不要です。児童手当の指定口座に支給します。支給日は、郵送でお知らせしています。

### ■令和3年10月1日から同4年3月31日までに生まれた子を養育する世帯

児童手当の認定申請時に併せて申請を受け付けます。すでに認定申請を済ませている方は、児童手当の認定後に、申請不要で同手当の指定口座に支給します。いずれの場合も、支給日は郵送でお知らせします。

### 高校生相当年齢の子のみを養育する世帯、公務員世帯の皆さんへ

給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。申請期限は、原則として2月28日(月)です。申請方法等は市ホームページで確認してください。

## 子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか



子育て世帯生活支援特別給付金室 ☎224-6175 ☎225-5218

低所得の子育て世帯を取り巻く環境の変化を踏まえ、昨年5月中旬から子育て世帯生活支援特別給付金の支給を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、収入見込み額が一定の基準を下回った世帯などであれば、申請を行うことで支給を受けることができます。申請期限は、原則として2月28日(月)です。

\*②の「子育て世帯への臨時特別給付」とは別の給付金です。ご注意ください。

\*詳しくは、市ホームページを確認してください。